

○不動産取得税に係る資料収集事務実施要領について

平成17年3月31日

税第446号

総務部長

このことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

不動産取得税に係る資料収集事務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、不動産取得税の承継分に係る資料収集事務その他の事務の円滑な運営に資するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料収集事務の範囲)

第2条 この要領における資料収集事務の範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 承継分に係る課税資料(以下単に「課税資料」という。)の収集
- (2) 収集した課税資料の仕分け(市町村別の町名順による並び替え及び不動産取得税の課税の適否の判定作業をいう。)
- (3) 概算による税額の算定
- (4) その他不動産取得税の課税に付随する事務

(資料収集担当の配置)

第3条 前条の資料収集事務の効率化を図るため、横浜県税事務所、緑県税事務所、藤沢県税事務所及び相模原県税事務所(以下「配置事務所」という。)に資料収集担当の職員(以下「資料収集担当」という。)を置く。

2 資料収集担当は、当該職員が所属する配置事務所の所管区域のほか、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる県税事務所(以下「課税事務所」という。)が所管する区域において資料収集事務を行うものとする。

- (1) 横浜県税事務所に所属する者 戸塚県税事務所及び横須賀県税事務所
- (2) 緑県税事務所に所属する者 横浜県税事務所、神奈川県税事務所、川崎県税事務所及び高津県税事務所
- (3) 藤沢県税事務所に所属する者 戸塚県税事務所、横須賀県税事務所、平塚県税事務所及び小田原県税事務所
- (4) 相模原県税事務所に所属する者 高津県税事務所、平塚県税事務所及び厚木県税事務所

(課税資料収集計画の策定)

第4条 配置事務所の所長は、課税事務所の所長と協議の上、法務局との間で日程を調整して、前月末までに当月分の課税資料収集計画を策定するものとする。

2 配置事務所の所長は、課税資料収集計画の策定を了したときは、その内容を課税事務

所の所長に連絡するものとする。

3 配置事務所の所長は、課税資料収集計画に変更があるときは、事前にその内容を課税事務所の所長に連絡し、その同意を得るものとする。

4 課税資料収集計画の連絡を受けた課税事務所の所長は、配置事務所の所長に対し、当該課税資料収集計画の変更を要請することができるものとする。

(資料収集担当の所掌事務)

第5条 資料収集担当の所掌事務は、第2条に規定する資料収集事務の範囲内において、配置事務所の所長が課税事務所の所長の意見を聴取の上、これを定めるものとする。

(課税資料の収集及び管理)

第6条 資料収集事務は、資料収集担当と課税事務所の職員とが、共同してこれを行うものとする。なお、資料収集事務の細部の取扱いについては、配置事務所と課税事務所において十分に協議すること。

2 課税事務所の職員は、課税資料を収集したときは、当該資料に集計表(別記様式)を添えて所長に復命するとともに、当該集計表を配置事務所の課長へ送付するものとする。ただし、やむを得ず課税事務所の職員が課税資料の収集を行えなかったときは、資料収集担当が配置事務所の所長に復命するとともに、当該課税資料に集計表を添えて課税事務所の課長へ送付するものとする。

3 資料収集簿の作成及び管理は、課税事務所において行うものとし、課税事務所において資料収集簿を更新した場合は、その都度、当該資料収集簿の写しを配置事務所の課長へ送付するものとする。

4 配置事務所の課長は、資料収集簿の写しの送付を受けたときは、これを関係する各課税事務所ごとに編てつして管理するものとし、第4条第1項の法務局との日程調整の際の資料に用いるなどして、各課税事務所ごとの資料収集の進ちょく状況に差異が生じることのないよう努めなければならない。

5 課税事務所の所長は、第5条の事務に関し、資料収集担当に対して必要な援助を与えなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、配置事務所の所長と財政部課税課長が協議して別に定めるものとする。

## 附 則

この通達は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則(平成18年税第485号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成20年税第67号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成22年税第414号)

この通達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年課税第211号)

この通達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年課税第1号)

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年課税第38号)

この通達は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

不動産取得税に係る資料収集集計表

収集場所			
所管県税事務所			
区分	土地	家屋	区分所有家屋等
収集日			
年 月 日から			
年 月 日まで			

備考 1 土地及び家屋欄は、不動産取得税承継取得分調査票(神奈川県県税取扱要領について(昭和45. 12. 15 45税第255号。以下「取扱要領」という。)第80号様式)の枚数を記載すること。

2 区分所有家屋等欄は、不動産取得税区分所有家屋等調査票(その1)(取扱要領第82号様式)の枚数を記載すること。

